

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（4月10日持ち帰り事項）

【提出期限：4月25日まで】

No.35 （調査・政策立案・政策提言）	
第14条	
議会は、その機能を十分に発揮し、積極的に政策立案・政策提言を行い、市の政策水準を高めるものとする。【一致】	
2 議会は、前項の機能の強化を図るため、次の各号に掲げる制度を活用することができる。【一致】	
(1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること。 【一致】	
(2) 審査、諮問又は調査のために、必要な機関を設置すること。【一致】	
(3) 議員による政策検討会を設置すること。【※欄外】	
(4) 必要な調査及び視察を実施すること。	
(5) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者による議会研修会を実施すること。	

<説明>

第14条では、第2項の(4)と(5)が持ち帰りとなっています。ご意見を以下の表へ記入ください。

※(3)は、正副委員長が持ち帰っています。政策検討会の位置づけについて、たたき台を準備します。

※(1)～(5)を名詞止めにするについて、作業部会で検討することになっています。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	
日本共産党	△	(4)は了承。(5)は削除して、16条で規定する。
公明党	○	(4)と(5)について、上記の案文を了とする。
市議会民主党	○	【意見】(4)原案了承。「実施し、その結果を公表する」を追加することを提案する。 (5)これまでの取り組みを明文化したもの。原案了承。

みんなの党	○	(4) できる規定なので「必要な」は不要。 (5) このままで良い。
生活者ネット		(4) (1)、(2) の調査とは質が違うため、このまま残すべき (5) たたき台の 16 条 (2) を独立した条文にすることを条件に 了解します
改革連合	○	(4)、(5) 共に内容は良いと思う。「議会研修会」か「議員研修 会」か？
市民自治	○	提案条文でよい
市民会議	○	
こがおも	×	(4) (議員の活動原則) 第 3 条第 1 項 2 号「活発な調査活動に基づき、条 例提案や政策提言を積極的に行うものとする。」と重複するため、この第 14 条では削除する。「視察」は「活発な調査活動」に含めるという取扱いにし てはどうでしょうか。 (5) は「学識経験を有する者」のあとに「等」を入れてはどうでしょうか。 場合によっては学識経験者のみならず、市民、民間企業、職員などもあるか も知れません。

議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

提案条文（4月10日持ち帰り事項）

【提出期限：4月25日まで】

No.36	（政務活動費）
<p>第15条 会派は、市政に係る調査研究及び政策立案・政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、活用するものとする。</p> <p>2 会派は、政務活動費の使途及び結果について公開し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関し必要な事項については、小金井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）に定めるところによるものとし、交付対象経費については、時代の要請に応えられるように、常に市民の意識を反映させ、精査するものとする。</p>	

※第15条は全文持ち帰りとなっています。

各会派の意見

会派名	賛否 (○×)	【意見】
		【代替案など】
自由民主党	○	
日本共産党	○	
公明党	○	上記の案文を了とする。
市議会民主党	○	【意見】 基本的には原案了承。ただし3項の「時代の要請」の文言は曖昧なため削除すべき。
みんなの党	○	1・2項「会派」は「会派または議員」とすべき。会派として支給を受けるか、個人として受けるかはそれぞれの判断に委ねるべき。 3項・・・交付対象経費については、常に精査し市民の意識を反映させたものとする。
生活者ネット		3. ～定めるものとする。以下、削除。必要な部分は逐条へ記載

改革連合	△	「時代の要請の応えられるように、常に市民の意識を反映させ、精査するものとする」は不要。既に内容は条例で決まっている為。
市民自治	○	
市民会議	○	
こがおも	×	「時代の要請に応えられるように、常に市民の意識を反映させ、精査するものとする。」 → 「議会の役割及び活動状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする」